



島根県報

令和6年6月21日（金）

号外第65号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第425号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部627番13地先から同632番6地先まで	前	メートル 20.90～ 25.35	メートル 15.81	出雲県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	メートル 20.90～ 25.56	メートル 15.81		

島根県告示第426号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	安来伯太日南線	安来市伯太町草野341番地先から同579番2地先まで	前	メートル 3.82～ 34.10	メートル 330.84	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	8.99～ 54.03	304.90		

島根県告示第427号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部627番13地先から同632番6地先まで	メートル 18.08	令和6年 6月21日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市湖陵町三部632番1地先から同633番1地先まで	27.42	令和6年 6月21日		
〃	〃	出雲市湖陵町三部636番1地先から同634番4地先まで	54.98	令和6年 6月21日		

島根県告示第428号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来伯太日南線	安来市伯太町草野341番地先から同579番2地先まで	メートル 304.90	令和6年 6月21日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	

島根県告示第429号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤962番8地先から同573番4地先まで	メートル 111.00	令和6年 6月21日	県央県土整備 事務所	
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町阿須那2739番1地先から同1803番1地先まで	187.50	令和6年 6月21日		